



茨城県報

第 369 号

令和 4 年 (2022年) 12月22日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定及び廃止 (福祉政策課) 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護機関の指定 (福祉政策課) 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による施術機関の指定及び廃止 (福祉政策課) 4
- 指定障害児通所支援事業者の指定 (4 件) (障害福祉課) 4
- 指定障害児通所支援事業者の指定更新 (障害福祉課) 5
- 指定障害児通所支援事業者の廃止 (障害福祉課) 5
- 大規模小売店舗の変更の届出 (中小企業課) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (3 件) (中小企業課) 6
- 家畜等の移動等の禁止の解除 (畜産課) 9
- 家畜等の搬出制限区域の指定の解除 (畜産課) 9
- 茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経営課) 9
- 茨城県知事管理漁獲量に係るくろまぐろの採捕の停止命令の要件等に該当することの公表 (漁政課) ..10
- 道路の供用の開始 (2 件) (道路維持課)10
- 道路の占用を制限する区域の指定 (道路維持課)11

(公 安 委 員 会)

- 茨城県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務.....11

公 告

- 圏央道インターパークつくばみらいの造成工場敷地 (第 2 次分譲) の譲受人の公募について (立地整備課)13
- 公共測量の実施 (7 件) (用地課)14
- 公共測量の終了 (3 件) (用地課)15
- 開発行為の工事完了 (3 件) (建築指導課)15

正 誤

- 令和 4 年12月 8 日付け茨城県報第365号中16

告 示

茨城県告示第1279号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関について、次のとおり指定及び廃止したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

令和4年12月22日

茨城県知事 大井川 和 彦

指 定 医療機関 コード	名 称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
2013944	つくば村井整形外科クリニック	つくば市天久保1-13-5	整外、リハ	村井 伸司	令和4年 11月1日	指定
0710764	三木整形外科クリニック	結城市下り松4丁目11番地3	整外、リウ、リハ	医療法人 崇輝 会 理事長 三 木 孝光	令和4年 10月1日	指定
2111862	あやべ内科医院	ひたちなか市西大島2丁目12番14	内、リウ、アレ	医療法人社団 あやべ内科医院 理事長 綾邊 健彦	令和4年 10月1日	指定
2210714	はまなすクリニック	鹿嶋市宮中4丁目4番23号	精、心内	山野 裕也	令和4年 10月1日	指定
1030531	ほほえみ歯科診療所	下妻市古沢7番地1	歯、歯外、小歯、矯歯	医療法人ピース 代表理事 飯 村 一弘	令和4年 10月3日	指定
1230503	塩原歯科医院	常陸太田市金井町3551番1	歯	医療法人英徳会 理事長 塩原 徳勇	令和4年 10月1日	指定
2032650	ホワイトエッセンスデンタルオフィス・ゴリ	つくば市吾妻1丁目5番地7 ダイワロイネットホテルつくば2階	歯、矯歯、小歯、歯外	医療法人G・D・ C 理事長 山 口 和郎	令和4年 10月1日	指定
4430910	太子堂歯科医院	北相馬郡利根町布川太子堂 3244-3	歯、小歯	杉山 友佳子	令和4年 10月14日	指定
0342000	アイン薬局 土浦真鍋新町店	土浦市真鍋新町11番3号	薬局	株式会社アイン ファーマシーズ 代表取締役 大石 美也	令和4年 11月1日	指定
2043168	スギ薬局 つくば天久保店	つくば市天久保一丁目13番地5	薬局	株式会社スギ薬 局 代表取締役 榎原 栄一	令和4年 11月1日	指定
2141780	たかば薬局	ひたちなか市高場1673-24	薬局	株式会社 MITSU KI 代表取締役 生形 晴哉	令和4年 11月1日	指定
0341994	テラカド薬局	土浦市下高津2-6-27	薬局	株式会社エムフ ァーマ 代表取 締役 村上 良	令和4年 10月1日	指定

指 定 医療機関 コード	名 称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
2440679	スカイ薬局新 守谷店	守谷市立沢2058-10	薬局	株式会社 スカ イ 代表取締役 森田 崇	令和 4 年 9月20日	指定
0390103	プルメリア看 護ステーショ ン	土浦市田中 3-8-28	訪問看護	プルメリア訪問 介護株式会社 代表取締役 廣 瀬 徹隆	令和 4 年 10月 1 日	指定
0710756	三木整形外科 クリニック	結城市下り松 4 丁目11番地 3	整外、リウ、リハ	三木 孝光	令和 4 年 9月30日	廃止
2111060	あやべ内科医 院	ひたちなか市西大島 2-12- 14	内、リウ、アレ、小	綾邊 健彦	令和 4 年 9月30日	廃止
2210698	はまなすクリ ニック	鹿嶋市宮中 4 丁目 4 番23号	精、心内	金 悠七	令和 4 年 9月30日	廃止
1030465	ほほえみ歯科 診療所	下妻市古沢 7 番地 1	歯、歯外、小歯、矯 歯	飯村 一弘	令和 4 年 10月 2 日	廃止
1230255	塩原歯科医院	常陸太田市西三町2132	歯、歯外	医療法人英徳会 理事長 塩原 徳勇	令和 4 年 9月30日	廃止
2032072	ホワイトエッ センスデンタ ルオフィス・ ゴリ	つくば市小野崎字千駄蒨278 番地 1 LALAガーデンつくば 2 棟 1 F D-101号室	歯、歯外、小歯	医療法人G・D・ C 理事長 山 口 和郎	令和 4 年 9月30日	廃止
3830714	朝日歯科クリ ニック	稲敷郡阿見町実穀1418	歯、小歯	野口 哲郎	令和 4 年 10月 3 日	廃止
4430894	太子堂歯科医 院	北相馬郡利根町布川太子堂 3244-3	歯、歯外、小歯	渡邊 正樹	令和 4 年 10月13日	廃止
0340780	テラカド薬局	土浦市下高津 2-6-27	薬局	有限会社テラカ ド 取締役 宮 本 佳彦	令和 4 年 9月30日	廃止
2440398	スカイ薬局新 守谷店	守谷市立沢2058-3	薬局	株式会社 スカ イ 代表取締役 森田 崇	令和 4 年 9月19日	廃止

茨城県告示第1280号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関について、次のとおり指定した。

令和 4 年12月22日

茨城県知事 大井川 和 彦

コード 名 称	所在地	サービスの種類	開設者	指 定 年月日
0871400271 多賀医師会訪問看護ステーショ ン	高萩市本町 1-208	居宅介護支援事業	一般社団法人 茨城県多賀医師 会 会長 横倉 稔明	令和 4 年 12月 1 日

茨城県告示第1281号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による施術機関について、次のとおり指定及び廃止したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

令和4年12月22日

茨城県知事 大井川 和彦

施術所名称	所在地	診療科目等	開設者	指定等年月日	区分
501 訪問マッサージK E i R O W日立森山ステーション (江澤 稔)	日立市森山町4-13-7	あん摩マッサージ指 圧	江澤 稔	令和4年 12月15日	指定
501 訪問マッサージK E i R O Wひたちなか中央ス テーション (江澤 稔)	ひたちなか市大成町48-1	あん摩マッサージ指 圧	江澤 稔	令和4年 12月15日	指定
596 さくら整骨院 (原 香代 子)	日立市大久保町1-5-10	柔道整復	原 香代子	令和4年 11月25日	廃止
1317 あゆむ整骨院 (関 和幸)	牛久市さくら台1-18-12	柔道整復	関 和幸	令和4年 11月30日	廃止

茨城県告示第1282号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和4年12月22日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定年月日	サービ スの種 類
0850400383	くもとそらatネ ーブル	茨城県古河市駒羽 根870番地9	株式会社ソノマ マ	茨城県古河市関戸 1725番地1	令和4年 12月1日	児童発達支援 放課後等デイ サービス

茨城県告示第1283号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和4年12月22日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定年月日	サービ スの種 類
0851100198	フレンズ常総大 沢	茨城県常総市大沢 2011-1	株式会社O r i g i n	茨城県つくばみら い市陽光台三丁目 22番2	令和4年 12月1日	児童発達支援

茨城県告示第1284号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和4年12月22日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
0851800136	フレンズ坂東	茨城県坂東市大口2832-4	株式会社Ori gin	茨城県つくばみらい市陽光台三丁目22番地2	令和4年12月1日	児童発達支援

茨城県告示第1285号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和4年12月22日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
0852900323	Can Do Kids	茨城県神栖市土合東1丁目1-15	株式会社キャンドゥーレガロ	茨城県神栖市太田597番地83	令和4年12月1日	児童発達支援

茨城県告示第1286号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和4年12月22日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0852900166	おはなくらぶ	茨城県神栖市息栖3040-277、3040-278	一般社団法人OHANA	茨城県神栖市平泉東一丁目64-60	令和4年12月1日	放課後等デイサービス

茨城県告示第1287号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項に規定する廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和4年12月22日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0852500040	らいおんハートリハビリ児童デイサービス 常陸大宮2号館	茨城県常陸大宮市南町1077-1	一般社団法人医療介護ケア協会	児童発達支援 放課後等デイサービス	令和4年9月30日

茨城県告示第1288号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和4年12月22日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名**(1) 名称及び代表者氏名**

株式会社カスミ

代表取締役 山本 慎一郎

(2) 住所

つくば市西大橋599番地1

2 届出事項の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

東海中央S C

水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業49街区1画地 外

(2) 変更しようとする事項

ア 駐輪場の位置

イ 荷さばき施設の位置

ウ 廃棄物等の保管施設の位置

(3) 変更の年月日

令和5年8月10日

(4) 変更の理由

店舗の配置計画変更のため

3 届出年月日

令和4年12月9日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第1289号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

令和4年12月22日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

圏央道常総インターチェンジ周辺地域整備事業（商業）

常総市水海道都市計画事業常総インターチェンジ周辺地区土地区画整理事業 6 街区 4 画地

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

令和 4 年 8 月 15 日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
戸田建設株式会社	東京都中央区京橋一丁目 7 番 1 号	大谷 清介

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

令和 5 年 3 月 30 日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,718㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 158 台
- (イ) 駐輪場の収容台数 34 台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 27㎡
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 13.65㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(開店時刻) 午前 7 時 30 分
(閉店時刻) 午後 10 時 30 分
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 7 時～午後 11 時
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
4 箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24 時間

キ 届出年月日

令和 4 年 7 月 29 日

2 市町村の意見

事 項	常総市からの意見の概要
・大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・物販店舗の敷地 (約 9,361㎡) での建築計画については、事業者から届出書を受付けており、地区計画の地区整備計画に適合していることを確認済みであるため、届出内容のとおり施工してください。なお、届出内容に変更が生じる場合は変更届出書を提出してもらうこととなりますので、事前にご相談ください。非物販店舗については上記届出をまだ受付けていないため、建築確認申請以前で工事着手の 30 日前までに提出していただく必要があります。 ・当該地域において農地法第 5 条第 1 項第 7 号 (市街化区域における農地転用) の規定による届出を受理しておりますが、当該地の登記地目は農地になっておりますので、工事完了後は速やかに法務局の地目変更登記を行うようご留意願います。

理 由

- ・所在地は都市計画法第12条の5の規定による地区計画の区域内にあり、当該地区計画は周辺環境との調和を踏まえた良好な産業拠点を形成するために定めたものであるため。
- ・農地法第5条第1項第7号（市街化区域における農地転用）の規定に基づく。

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第1290号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

令和4年12月22日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシア古河総和店

古河市大堤字本田前682番地 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

令和4年11月17日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）代表取締役 橋本 浩英

（変更後）代表取締役 相木 孝仁

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(3) 届出年月日

令和4年11月4日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第1291号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

令和4年12月22日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ三和店

古河市諸川498-2 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)

令和 4 年 11 月 21 日

イ 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 石井 俊樹

(変更後) 代表取締役 山本 慎一郎

(3) 届出年月日

令和 4 年 11 月 9 日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第1292号

令和 4 年 11 月 28 日茨城県告示第 362 号 (家畜等の移動等の禁止について) は、以下の日付をもって解除する。

令和 4 年 12 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 区域外への移動を禁止する区域

令和 4 年 12 月 8 日

2 移動を禁止する区域

令和 4 年 12 月 14 日

茨城県告示第1293号

令和 4 年 12 月 8 日茨城県告示第 365 号 (家畜等の搬出制限区域の指定について) は、令和 4 年 12 月 7 日をもって解除する。

令和 4 年 12 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第1294号

茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程 (昭和 52 年茨城県告示第 405 号) の一部を次のように改正する。

令和 4 年 12 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦

別表 1 中「0.45%」を「0.55%」に改める。

別表 2 中「0.80%」を「0.70%」に改める。

付 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- この告示による改正後の茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、令和 4 年12月19日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給については、なお従前の例による。

茨城県告示第1295号

茨城県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和 2 年茨城県規則第80号）第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり採捕の停止命令の要件等に該当することを公表する。

令和 4 年12月22日

茨城県知事 大井川 和彦

- 特定水産資源の種類
くろまぐろ小型魚（その重量が30キログラム未満のもの）
- 管理期間
令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月31日
- 採捕の停止命令の要件（配分数量に対する漁獲量の総量が、知事管理区分ごとの数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きい場合）に該当した日

知事管理区分	採捕の停止命令の要件に該当した日
那珂湊くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	令和 4 年12月12日

- 3に該当した時点の漁獲量の総量

知事管理区分	漁法	配分数量 (kg)	漁獲量の総量 (kg)	消化率 (%)
那珂湊くろまぐろ（小型魚） 漁船漁業	曳き釣り	2, 115. 0	1, 963. 6	92. 8

茨城県告示第1296号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和 4 年12月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年12月22日

茨城県知事 大井川 和彦

- 路 線 名 県道 大洗友部線
- 供用開始の区間 東茨城郡茨城町中央工業団地10番 4 から
東茨城郡茨城町中央工業団地10番 4 まで
東茨城郡茨城町中央工業団地10番 4 から
東茨城郡茨城町中央工業団地10番 4 まで
東茨城郡茨城町中央工業団地10番10から
東茨城郡茨城町中央工業団地10番10まで
- 供用開始の期日 令和 4 年12月22日

茨城県告示第1297号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、令和 4 年12月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年12月22日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 宮ヶ崎小幡線
- 2 供用開始の区間 東茨城郡茨城町大字宮ヶ崎字横道1854番 1 地先から
東茨城郡茨城町大字宮ヶ崎字横道1855番 7 地先まで
- 3 供用開始の期日 令和 5 年 1 月31日

茨城県告示第1298号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第37条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和 4 年12月22日から 2 週間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年12月22日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	常陸太田那須烏山線	常陸大宮市下檜沢字高松3959番 5 地先から 常陸大宮市下檜沢字勢至塚3605番 3 地先まで

- 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱 (占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

- 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

- 4 占用の制限の開始の期日

令和 4 年12月22日

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第94号

警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号) 第 2 条の表の 6 の項の上欄に掲げるところにより、茨城県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

なお、平成28年 9 月 1 日茨城県公安委員会告示第91号は、令和 5 年 6 月30日限り、廃止する。

令和 4 年12月22日

茨城県公安委員会委員長 寺 門 一 義

路 線	区 間
1 一般国道 4 号	茨城県の全域
2 一般国道 6 号	
3 一般国道 50 号	
4 一般国道 51 号	
5 一般国道 118 号	
6 一般国道 124 号	
7 一般国道 125 号	
8 一般国道 245 号	
9 一般国道 294 号	
10 一般国道 349 号	
11 一般国道 354 号	
12 一般国道 355 号	
13 一般国道 408 号	
14 県道竜ヶ崎潮来線	
15 県道石岡筑西線	
16 県道結城下妻線	
17 県道結城野田線	
18 県道取手つくば線	
19 県道結城坂東線	
20 県道土浦境線	
21 県道土浦稲敷線	
22 県道那珂湊那珂線	
23 県道守谷流山線	
24 県道土浦竜ヶ崎線	
25 県道水戸神栖線	
26 県道土浦つくば線	
27 県道つくば古河線	
28 県道潮来佐原線	
29 県道土浦坂東線	
30 県道谷田部牛久線	
31 県道荒川沖阿見線	
32 県道長沖藤代線	
33 県道取手谷中線	
34 県道須田奥野谷線	
35 県道八代庄兵衛新田線	
36 県道妻木赤塚線	
37 県道古河総和線	
38 県道鹿島港潮来インター線	

路 線	区 間
39 県道野木古河線	
40 県道東野田古河線	
41 県道下館停車場線	
42 県道谷和原筑西線	
43 県道日立東海線	

公 告

●圏央道インターパークつくばみらいの造成工場敷地（第 2 次分譲）の譲受人の公募について

圏央道インターパークつくばみらいの造成工場敷地（第 2 次分譲）について、その譲受人を次のとおり公募します。

令和 4 年 12 月 22 日

茨城県知事 大井川 和 彦

- 1 造成工場敷地の所在地
つくばみらい市 福岡、南、中原、田村の各一部
- 2 分譲面積・分譲価格

画 地	面 積 (緩衝帯を含む)	分譲単価
区画②	9.8ha	39,600円/m ² (約130,700円/坪)
区画⑤の一部	1.8ha	33,600円/m ² (約110,900円/坪)

- 3 分譲条件
公募要領に定める申込資格を満たすこと。
- 4 申し込みに必要な書類
圏央道インターパークつくばみらい（第 2 次分譲）公募要領に定める「圏央道インターパークつくばみらい（第 2 次分譲）造成敷地譲受申込書」及び添付書類
- 5 申し込み受付場所
茨城県立地推進部立地整備課プロジェクト推進室
茨城県水戸市笠原町978番 6
029-301-2748 (直通)
- 6 公募期間
公募要領の公表日 令和 4 年 12 月 9 日 (金)
譲受申込書の受付期間 令和 5 年 2 月 1 日 (水) から 2 月 15 日 (水) まで
- 7 譲受人の決定
審査・選考のうえ、譲受人を決定します。

●公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年12月22日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 測量計画機関 東海村
 2 作業種類 公共測量（写真地図 レベル1000 地上画素寸法：12.5cm）
 3 作業期間 令和4年12月15日から
 令和5年3月31日まで
 4 作業地域 東海村全域

- 1 測量計画機関 ひたちなか市
 2 作業種類 公共測量（写真地図 レベル1,000）
 3 作業期間 令和4年12月20日から
 令和5年3月15日まで
 4 作業地域 ひたちなか市全域

- 1 測量計画機関 取手市
 2 作業種類 公共測量（写真地図 レベル1,000）
 3 作業期間 令和4年12月20日から
 令和5年3月31日まで
 4 作業地域 取手市全域

- 1 測量計画機関 茨城県市町村共同システム整備運営協議会
 2 作業種類 公共測量（数値撮影（デジタル）、写真地図）
 3 作業期間 令和4年12月1日から
 令和5年3月22日まで
 4 作業地域 結城市、下妻市、筑西市、桜川市、八千代町

- 1 測量計画機関 茨城県市町村共同システム整備運営協議会
 2 作業種類 公共測量（数値撮影（デジタル）、写真地図作成）
 3 作業期間 令和4年12月20日から
 令和5年3月22日まで
 4 作業地域 稲敷市、河内町、利根町、美浦村

- 1 測量計画機関 茨城県市町村共同システム整備運営協議会
 2 作業種類 公共測量（数値撮影）

- 3 作業期間 令和4年12月20日から
令和5年3月22日まで
- 4 作業地域 常陸大宮市



- 1 測量計画機関 茨城県市町村共同システム整備運営協議会
- 2 作業種類 公共測量 (数値撮影)
- 3 作業期間 令和4年12月20日から
令和5年3月22日まで
- 4 作業地域 小美玉市



●公共測量の終了

測量法 (昭和24年法律第188号) 第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和4年12月22日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 測量計画機関 常陸大宮土木事務所
- 2 作業種類 公共測量 (1級水準測量)
- 3 作業終了日 令和4年11月1日
- 4 作業地域 那珂市瓜連地内～常陸大宮市下村田地内



- 1 測量計画機関 常陸大宮土木事務所
- 2 作業種類 公共測量 (1級水準測量)
- 3 作業終了日 令和4年7月10日
- 4 作業地域 那珂郡東海村村松



- 1 測量計画機関 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所
- 2 作業種類 公共測量 (3級基準点測量)
- 3 作業終了日 令和4年11月8日
- 4 作業地域 小美玉市中延地内ほか



●開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年12月22日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
稲敷郡阿見町大字阿見字阿見原5189番6

2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡阿見町大字阿見4944番地 町宮上郷第二住宅76号

小 島 隆 義

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字阿見字阿見原5449番 1

2 事業主の住所及び氏名

土浦市荒川沖東三丁目16番 2 号

鈴 木 さつき

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字実穀字寺子1676番347

2 事業主の住所及び氏名

かすみがうら市稲吉東四丁目13番 7 号 ウエストハウス A-204

倉 持 光 吉

正 誤

令和 4 年12月 8 日付け茨城県報第365号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行
5	上から 5

誤	当分の間
正	令和 4 年11月26日から当分の間

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行)
(休日の場合は繰下発行)

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)